平成２７年（フ）第１０００号
名古屋市西区児玉１－５－７　メナー浄心201号室、住民票上の住所岐阜県中津川市中一色町４番56号
破産者　小林　明夫
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１２４号
横浜市都筑区折本町339番地３、破産手続開始決定時の住所横浜市南区六ツ川４丁目1143番地の25
破産者　信田　　隆
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５４号
横浜市港南区芹が谷１丁目17番４号　グレース92　201
破産者　山崎　寿子
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３８号
静岡県富士市一色158番地の１セレッソＤ－103号、前住所静岡県沼津市大岡874番地の１アーバンシティ大岡弐番館503
破産者　今井　　剛
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第４４１号
京都府久世郡久御山町佐山双栗53番地２　ラポート双栗504号、破産手続開始決定時の住所京都府久世郡久御山町佐山双置73番地７
破産者　髙木　　修
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１８９号
広島市南区南大河町14番10―21号
破産者　有限会社プロスパープランニング
1　破産債権の届出期間　平成28年９月９日まで
2　一般調査期日　平成28年９月27日午前11時30分
平成28年８月10日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４号
愛知県北名古屋市熊之庄石原77番地　サンフレンズ熊之庄　203、開始決定時の住所愛知県清須市土器野280番地の４
破産者　ｏｒａｎｇｅ　ｃａｆｅこと　津本　智
1　破産債権の届出期間　平成28年９月12日まで
2　一般調査期日　平成28年10月27日午後１時40分
平成28年８月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２０５５号
東京都台東区西浅草２丁目13番11―901号
清算株式会社　株式会社ＮＳ
代表清算人　神内　正昭
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第３００１号
川崎市川崎区日進町16番地１
清算株式会社　新光油脂株式会社
代表清算人　渡辺　大介
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第１００１号
広島県山県郡安芸太田町大字戸河内792番地の１
清算株式会社　三段峡観光株式会社
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２８年（再）第１号
栃木県宇都宮市簗瀬１丁目10番６号
再生債務者　岩島　和夫
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年９月13日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年10月18日から平成28年10月25日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２８年（再）第２号
栃木県宇都宮市元今泉２丁目１番３号　プラージュ元今泉605
再生債務者　岩島　京子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年９月13日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年10月18日から平成28年10月25日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２８年（再）第２号
大分市大字田原字深田936番地
再生債務者　医療法人善和会
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年９月20日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年10月11日から平成28年10月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

再生計画認可

平成２７年（再）第２号
福井県坂井市春江町西太郎丸第11号40番地
再生債務者　小林産業株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年８月９日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

再生手続廃止

平成２７年（再）第５号
岐阜県関市倉知128番地１
再生債務者　後藤　秀樹
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成28年８月９日　　岐阜地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第６９号
埼玉県入間市大字下藤沢836番地１　202
再生債務者　新井　佳樹
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月13日から平成28年９月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第１０２号
千葉県市原市中高根1368番地10
再生債務者　織田　勝衛
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月13日から平成28年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係